

鎌倉市地域包括支援センター 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント（委託） 提出書類

（委託先居宅介護支援事業所 ⇒ 地域包括支援センター）

2021年4月1日更新

	提出時期			提出書類	提出部数	備考欄
	新規計画作成時	更新・区変による作成計画時(支援1⇔2)	計画期間終了時/課題の変化による作成計画書※1			
①	○	—	—	介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼届出書	原本 1部	市の受付印を押印済のもの
②	○	○	—	主治医意見書	原本 1部	} 2部交付申請し、 1部を提出
③	○	○	—	認定調査票	原本 1部	
④	○	○	○	利用者基本情報	原本 1部	軽微な変更の際は、同一用紙に時期と変更内容を記載することも可
⑤	○	○	○	基本チェックリスト	原本 1部	
⑥	○	○	○	介護予防サービス・支援計画書	原本 2部 (利用者に提案する前に包括へ)	包括確認後、利用者同意を得て、1部は利用者、1部は原本を包括に提出 写しを委託先で保管
⑦	—	○ 前計画書の 評価表	○ 前計画書の 評価表	各計画書に対する、介護予防サービス・支援評価表	原本 1部	サービス期間・支援終了時含む（PDCAサイクル）

※1 介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について <老振発第0331003号 老老発第0331016号 >

介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 <介護予防サービス計画の実施状況等の把握> 一部抜粋

介護予防サービス計画の作成後、介護予防サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という）を行い、設定された目標との関係を踏まえつつ利用者の有する生活機能の状況や課題の変化が認められる場合等必要に応じて介護予防サービス計画の変更、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者等との連絡、調整その他の便宜の提供を行うものとする。

ご注意) 事業対象者の場合は、意見書・認定調査票の提出はありません

ご注意) ④～⑦の書類については 写しを委託先の居宅支援事業所で保管ください。

お願い) 区分変更をする際は、担当地区包括までお知らせ下さい。

掲載場所

ホーム > 高齢者サービス > 介護保険 > 申請書等ダウンロードサービス（介護保険関係） > 2.介護保険の給付関係書類について > 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務